

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会
根拠法令等	川崎市身体障害者更生資金貸付条例、川崎市身体障害者更生資金貸付条例施行規則、川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
設置年月日	昭和29年6月25日
所掌事務	身体障害者更生資金貸付に関し、次の事項を審議する。 (1) 更生資金貸付の適否に関する事。 (2) 貸付金の償還方法の変更又は減免に関する事。 (3) 更生資金貸付の公正及び貸付金回収の促進に関する事。
委員数	会長、副会長1名及び委員若干名(現在5名)
委員の構成	民生委員及び学識経験者
会議公開・非公開	非公開
非公開の理由	個人に関する情報が含まれるため、審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号に該当
事務局担当課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 電 話 200-2676 ファックス 200-3932
ホームページアドレス	